

平成 2 9 年度

第 2 回 赤穂市 都市計画審議会

1. 日 時 平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から

2. 場 所 市役所 6 階 大会議室

赤穂市建設経済部

協議第1号

計 画 書 (案)

西播都市計画下水道の変更(赤穂市決定)

都市計画赤穂市公共下水道「2.排水区域」中、赤穂処理区及び「4. その他施設」中、御崎第2ポンプ場と坂越ポンプ場を次のように変更する。

2.排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積	汚 水 約 2,009ha	赤穂処理区	約 1,948ha
		福浦処理区	約 32ha
		古池処理区	約 3ha
		小島処理区	約 3ha
		大泊処理区	約 10ha
		はりま台処理区	約 13ha

排水区域はおおむねを表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定めた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

4.その他の施設

内 訳	位 置	備 考
< 雨 水 >		
御崎第2ポンプ場	赤穂市御崎字三十郎 ¹ 郭	面積 約 230 m ²
坂越ポンプ場	赤穂市字坂越荒神	面積 約 770 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

変 更 理 由

別紙のとおり

理 由 書

赤穂市公共下水道は、昭和 49 年に都市計画決定を行い、公共用水域の水質保全及び生活環境の保全を図ってきた。

このたび、下記の理由により都市計画決定の変更を行う。

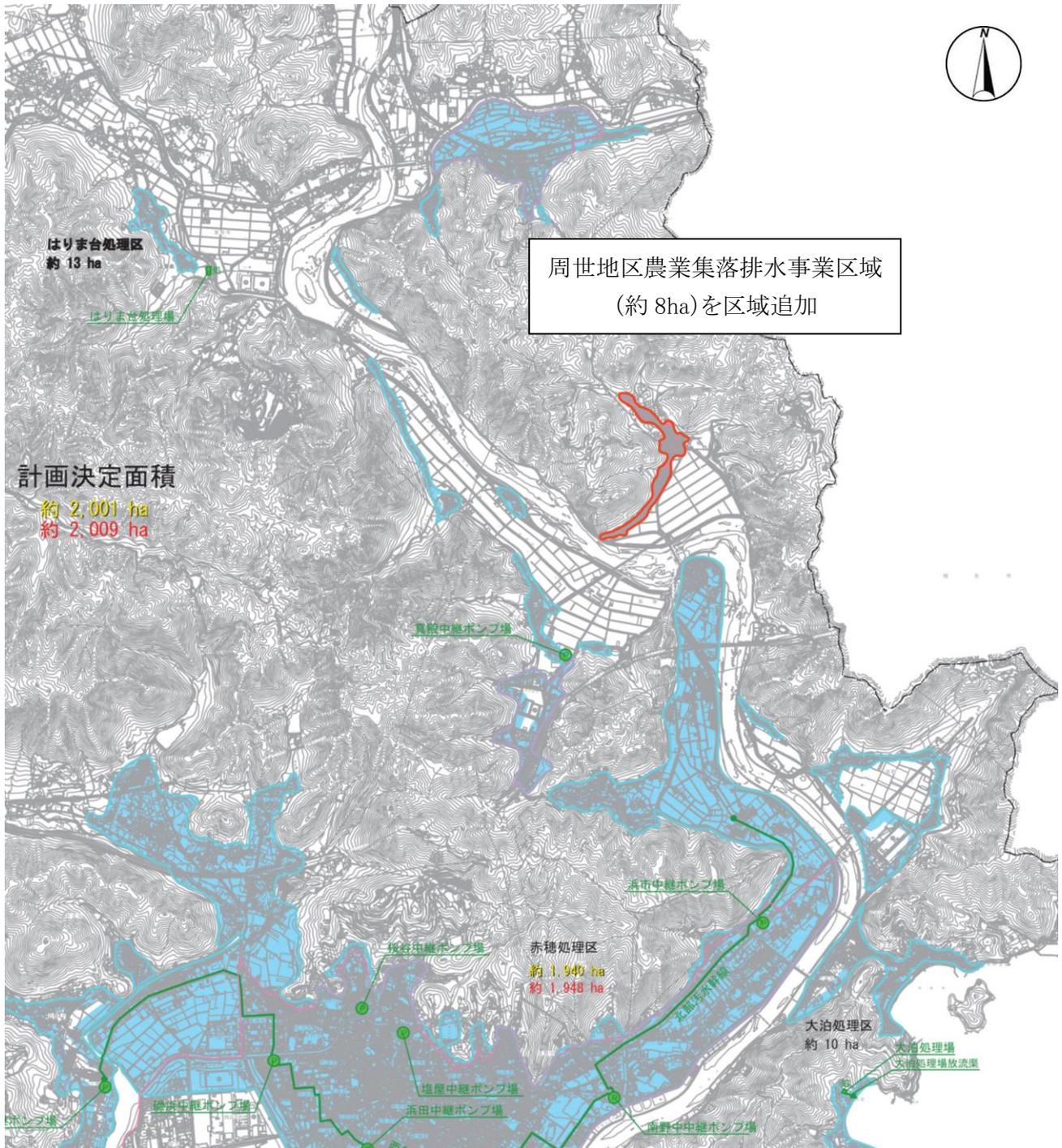
- ① 赤穂処理区の排水区域について、公共下水道の整備進捗により近接した周世地区農業集落排水事業区域を公共下水道へ編入するため、排水区域（汚水）約8haを追加する。
- ② 御崎第2ポンプ場の施設計画の見直しに伴い、敷地区域を230m²に変更する。
- ③ 坂越ポンプ場はポンプ施設の改築更新を含む施設計画の見直しを行い、用地の拡張が必要となったため、敷地区域を約770m²に変更する。

変更前後対照表（案）

内 容	項 目	変 更 前	変 更 後	備 考
1.下水道 の名称		赤穂市公共下水道	赤穂市公共下水道	変更なし
2.排水区域	汚 水	約 2,001ha 赤穂処理区 約 1,940ha その他処理区 約 61ha	約 2,009ha 赤穂処理区 約 1,948ha その他処理区 約 61ha	変更 増約 8ha 変更なし
	雨 水	約 1,189ha	約 1,189ha	変更なし
3.下水管渠	汚 水	幹線数 3 本	幹線数 3 本	変更なし
		幹線延長 約 15,040m	幹線延長 約 15,040m	変更なし
	雨 水	幹線数 5 本	幹線数 5 本	変更なし
		幹線延長 約 2,110m	幹線延長 約 2,110m	変更なし
放流管渠	放流管渠数 5 本	放流管渠数 5 本	変更なし	
	放流管渠延長 約 270m	放流管渠延長 約 270m	変更なし	
4.その他 の施設	汚 水 ポンプ 施設	11ヶ所	11ヶ所	変更なし
	雨 水 ポンプ 施設	7ヶ所	7ヶ所	変更なし
		御崎第2ポンプ場 面積 約 110 m ²	御崎第2ポンプ場 面積 約 230 m ²	増約 120m ²
		坂越ポンプ場 面積 約 570 m ²	坂越ポンプ場 面積 約 770 m ²	増約 200m ²
	処理施設	6ヶ所	6ヶ所	変更なし

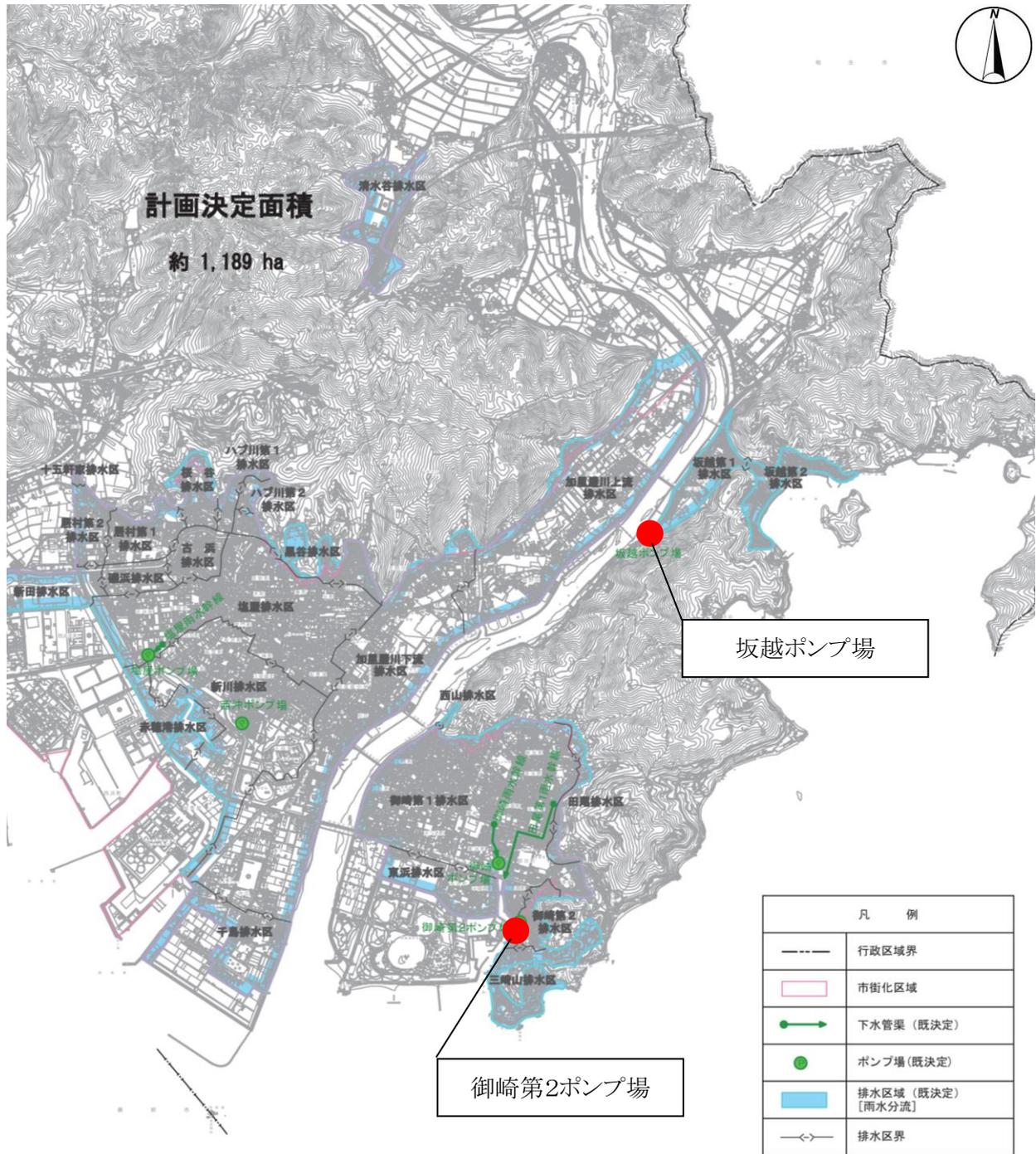
総括図(案)

污水区域図



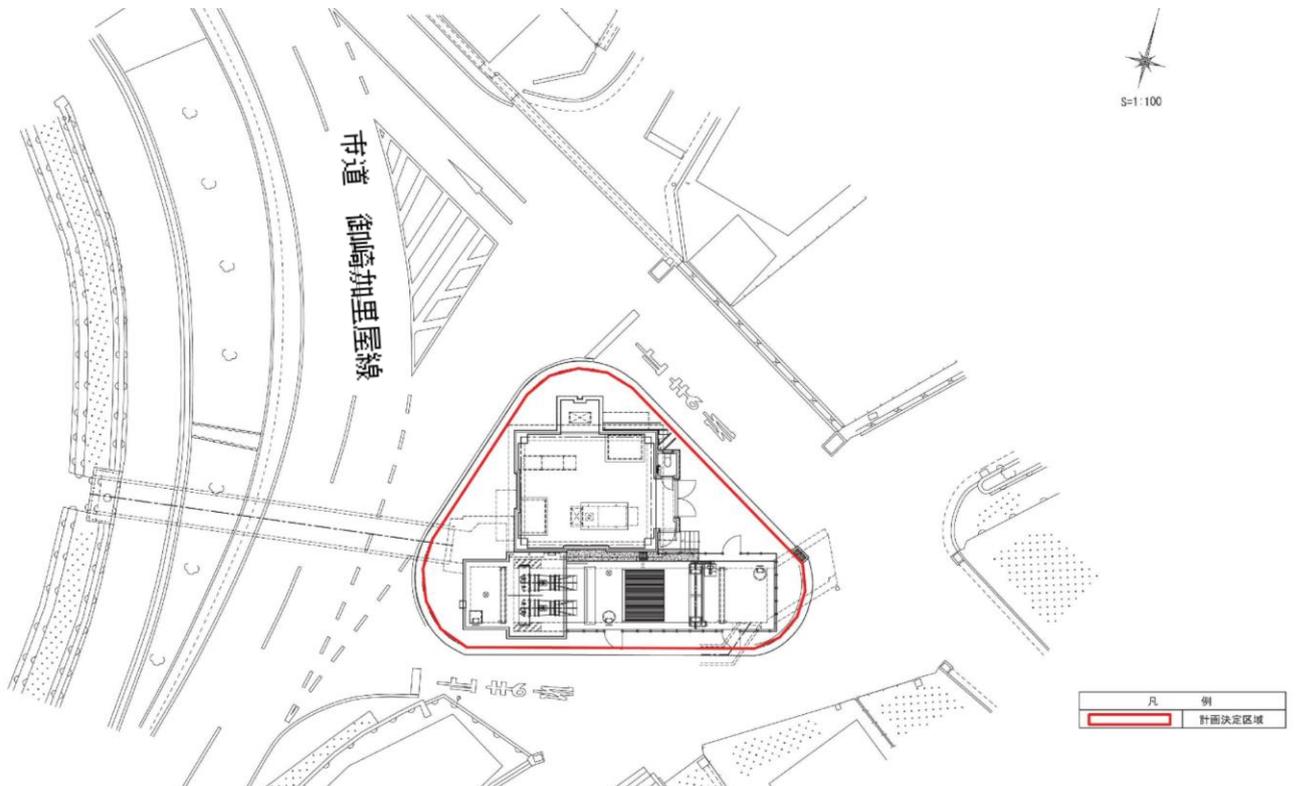
総括図(案)

雨水区域図



計 画 図 (案)

御崎第2ポンプ場



計 画 図 (案)

坂越ポンプ場

